



大津市公報

平成 25 年 7 月 12 日
号外 (第 53 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

監査委員告示

- 10 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について..... 1

監査委員告示

大津市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年 7 月12日

大津市監査委員	村	嶋	由	弘
同	重	森	昭	彦
同	中	野	治	郎
同	船	本		力

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

【定期監査】

- 1 監査執行対象機関名 総務部コンプライアンス推進室

監査執行日 平成25年 1 月24日

監査結果報告日 平成25年 6 月24日

監査の結果

補助金交付事務の適正執行について

補助金交付に係る事務については、これまで定期監査等において、公平性、透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすためにも、公益上の必要性の検討や事務手続等の遵守の下で適正に執行されるよう求めてきたところであり、所管課においてもチェック機能の強化、さらには、基本方針として「大津市補助制度適正化指針」を策定されるなど、鋭意、取り組まれてきたところである。

しかし、昨年、補助金の使途を巡って、その一部が不正に費消されたとする事案が発生した。今後、このような疑念を招くことのないよう、これまで以上に補助金交付事務の適正な執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

補助金の交付に関する適正化を図るため、平成23年度において、補助事業者から提出される実績報告書に領収書等の写しを添付することを義務付けるとともに、補助金の額を確定するに当たっては必ずこれを確認することを各所属へ通知しております。しかしながら、御指摘にあるように、領収書等の写しの添付による確認だけでは、補助金の使途が適切であったかを確認するには不十分であったと考えます。

そのため、御指摘の対象となった所管課では、領収書等については明細がわかるものが必要であることを補助対象者に対して説明済みですが、当室においても全庁的な周知が必要であると判断し、実績報告書への領収書等の写しの添付においては、補助金の額の確定と使途が適切であったかを確認するためにも、その明細がわかるものの添付を報告書様式に明記するなどして、補助事業者に対して義務付け、これを確認することを庁内に通知をしたところです。

今後につきましても、補助制度適正化方針に基づき、適正な補助金交付事務の執行に努めるよう、周知徹底を図ってまいります。

- 2 監査執行対象機関名 総務部市民税課

監査執行日 平成25年 1 月24日

監査結果報告日 平成25年 6 月24日

監査の結果

人材派遣業務の委託について

市県民税課税事務及び税務窓口業務については、人材の派遣によりそれらの業務の一部を執行している。

それぞれの業務の内容、派遣に係る費用の算定等については、基本契約書、個別契約書、業務仕様書等において定められているが、毎月の派遣に係る委託料金の支払に当たって、算定方法の一部において解釈の相違がみられたことから、約定所定の計算方法等を遵守することにより、適正な支出とされたい。

なお、窓口業務において、派遣労働者が税金、手数料等公金の出納業務を取り扱うこととされているが、出納員、現金取扱員を規定する財務規則等との関係について整理されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

人材派遣業務に係る毎月の委託料金の支払に当たっては、担当者だけでなく管理監督者によるチェックをこれまで以上に徹底し、約定所定の計算方法等を遵守し、適正な支出に努めてまいります。

また、税務窓口業務における税金、手数料等公金の出納業務については、財務規則等に基づき、嘱託・臨時職員が取り扱うことに改めました。

3 監査執行対象機関名 福祉子ども部子ども家庭課

監査執行日 平成25年2月13日

監査結果報告日 平成25年6月24日

監査の結果

母子寡婦福祉資金貸付事業の債権管理及び会計処理について

当該貸付事業は、中核市への移行により、県から移譲を受けたもので、母子及び寡婦福祉資金の貸付を行い、経済的自立の助成、児童福祉の増進に寄与しているところである。

本年度においても、前年度からの継続貸付分を含み、新たに52,459千円(2月末現在)の貸付が行われている。

本件業務が県から移譲された平成21年度以来、債権の適正な管理を目指して、数次にわたってシステムの構築に当たってこられたが、依然として問題点が解消されず、今後引き続いて取り組むこととされている。

このことについては、既に定期監査、決算審査においても要請したところではあるが、貸付金の償還は長期にわたることから、事務の効率とともに、正確、確実な債権の管理、会計処理が図られるよう、速やかな対応を求めるものである。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

母子寡婦福祉資金貸付事業については、貸付金の償還が長期にわたるため、その債権管理等については、システムを構築することにより、適切に管理する必要があると考えておりますが、御指摘のとおり問題点を抱えておりました。このため、平成25年度においては、専任の職員を配置することによって、今年度内にシステムの全体的な見直しを行い、正確、確実な債権の管理と会計処理を図ってまいります。

4 監査執行対象機関名 福祉子ども部児童クラブ課、保育課

監査執行日 平成25年2月13日

監査結果報告日 平成25年6月24日

監査の結果

保育料等の収納事務の適正化について

保育所運営費負担金、児童クラブ保育料の徴収については、滞納対策実施要領、債権管理マニュアル等の定めるところにより、適切な収納に努められているところであり、平成23年度決算においても、現年度収納率はそれぞれ99.56%、99.89%となっている。

しかしながら、負担金については、児童福祉法により、強制徴収の対象となる債権でもあり、かつ、公平の観点から悪質な滞納者に対しては、毅然とした対応も検討すべきものと思われる。

なお、収納に当たり納入義務者から現金を直接収納した場合において、財務規則に定める手続によることなく、「預り証」を交付したのち、当該収納金を指定金融機関等に払込みの上、領収証書を納入義務者へ送付している。

この預り証による収納については、所管課の判断によるものであるが、公金の取扱方法としての根拠が判然としないことから、財務規則等の規定により適正に対応していただきたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

保育の実施に関する負担金(保育料)に係る悪質な滞納者への対応については、これまでから、滞納者に対しては粘り強く納付交渉を行って分納誓約書の提出を求め、これに基づく保育料の分割納付等により対応を行ってきましたが、分納誓約を守らない高額滞納者が存在することも事実でした。

このような悪質な滞納者には、滞納処分の実施に加え、児童手当法の改正により、平成24年4月から本人の同意を得て児童手当から滞納保育料を直接徴収することも可能となったため、これらの方法による毅然とした対応を実施し、期限内に保育料を納付いただいている多くの方々との受益者負担の公平性を確保するとともに収納率の向上に努めていきたいと考えております。

次に、夜間徴収時等における現金収納に関する手続についてですが、現状の「預り証」による収納手続を、大津市財務規則第36条に規定する「収納証書等」による収納手続に改め、合わせて「保育所保育料収納金取扱マニュアル」を改訂いたしました。

児童クラブ保育料等については、各児童クラブには正規職員を配置していないため、現金取扱員として収納証書による領収を行い、直に出納員である児童クラブ課長に引き継ぐことに改めました。今後とも必要な改善を行いながら、適正な公金の取扱いに努めてまいります。

5 監査執行対象機関名 福祉子ども部保育課

監査執行日 平成25年 2月13日

監査結果報告日 平成25年 6月24日

監査の結果

民間保育所職員研究活動促進事業補助について

民間保育所に勤務する保育者の資質の向上と広範な知識の修得を図るため、職場における研修、研究事業や外部研修への参加に要する経費等を対象として、1人当たり8,000円を限度として設置者に対し補助するもので、平成23年度においては37か園に6,857千円を交付している。

補助金の交付については、補助金等交付規則、交付要綱により手続がされており、事務的な遺漏はなく適正なものと認められたが、実績報告とともに添付されている領収書等の資料のなかで、保育研修の一環として購入されている書籍について、書籍名など具体的な明示がなく、かつ購入時期が年度末に偏っている事例が見受けられた。

このことから、実績報告書に基づく補助金の確定においても、不十分なものとなっていることが推定される。

については、このような実態に鑑み、費用対効果を検討されるとともに、保育者の資質の向上の上で、この制度が形骸化することなく、より効果を発揮されることを望むものである。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

当該補助に係る実績報告時に添付する資料に関し、領収書については購入物品の明細が記載されているものとするを徹底し、その経費が職員の資質の向上に関するものかどうかについて確認を行うとともに、補助対象者である民間保育所に対しては、書籍等の購入が年度末に偏ることなく年間を通して計画的に研究活動等を行うよう指導してまいります。

今後についても、補助金の費用対効果について常に留意し、補助金の効果が最大限発揮できるよう必要な見直しを行いながら補助金交付事務の適正な執行に努めてまいります。

6 監査執行対象機関名 環境部環境政策課

監査執行日 平成25年 3月 4日

監査結果報告日 平成25年 6月24日

監査の結果

団体の経理事務について

環境学習活動実行委員会をはじめとする同課で所管する各種団体については、その設立目的に沿って積極的な活動を展開されているところであり、本市が掲げる協働によるまちづくりを推進する上で、これらの団体との相互連携と協力は欠かすことのできないものと認められる。

しかし、経緯やボランティア的な団体であること等の理由から、その経理事務を同課職員が担われているが、自主的活動の理念を尊重し、自主管理への移行に向け、理解を得られるよう努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

これまで、市民の環境保全活動を推進するため、「琵琶湖を美しくする運動実践本部」及び「大津市河川愛護団体連合会」の経理事務を支援してきました。また、環境学習活動を推進する上で市民環境ボランティアや市民団体等の協力が必要なため、「こども環境探偵団エコリーダー(会)」及び「大津環境学習活動実行委員会」の設立を働きかけ、環境部環境政策課が実施する各種事業の企画運営をこれらの団体との協働で実施してきました。

このような経緯から、環境部環境政策課は、これらの団体の経理事務を事務局として担当してまいりました。

これらの環境市民団体やボランティア団体は、専従の事務局員がいないことから行政側の支援なしでは団体の経理事務を行うことができず、活動の継続が困難な状況にあります。

しかしながら、今後は、これらの団体に係る経費の流れの見直し・合理化等を行い、経理事務の負担を軽減することなどにより、自主管理へ移行するよう、促してまいりたいと考えています。

さらに、業務全般についても見直しを実施し、自主独立した運営を進めるよう促してまいります。

7 監査執行対象機関名 環境部施設整備課

監査執行日 平成25年 3 月 4 日

監査結果報告日 平成25年 6 月24日

監査の結果

地区環境整備事業について

廃棄物処理については、市政における公共サービスの根幹を成すことから、立地に当たっては地域住民の理解と協力が不可欠で、地区環境整備事業の実施は、廃棄物の円滑な処理に寄与するものとされてきた。

地区環境整備事業に対する住民訴訟に関しては、過日一審の判断が示されたが、今まで以上に市民への説明責任が求められているものとする。

今後、地区環境整備事業を実施するに当たり、助成対象事業の精査等、そのあり方を十分検討され、透明性、公明性を高めることにより、環境行政に対する住民の理解と協力が得られるよう適切な事業執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

地区環境整備事業の実施については、大津市地区環境整備事業検討委員会において公開の場で審査し、その事業の必要性、公平性や財政負担等について、十分な審議を行った上で事業実施の是非を決定しています。

また、事業実施に当たっては、一部の事業について基準を制定し、より透明性を高めているとともに、補助限度額等については、改めて検証も行ったところであります。

今後、事業実施に当たっては、現在の基準も含めて、更に透明性を高めるために検討を行い、市民に対して説明責任が果たせるよう努めていきます。

なお、補助団体に対しては、今まで以上に補助事業の内容等について調査するとともに、適正な手続がなされるよう指導を徹底してまいります。

8 監査執行対象機関名 建設部道路管理課

監査執行日 平成24年12月27日

監査結果報告日 平成25年 6 月24日

監査の結果

自転車駐車場の適正な管理について

自転車駐車場の管理については、無料の駐車場を除き、17駐車場における駐車料金の徴収その他の日常管理業務を指定管理者において実施している。

当該月における業務については、基本協定書により、翌月に利用状況並びに事業報告書が提出されているが、所管課においては、提出された書類の確認に止まっている状況にある。

については、業務の正確性を確保するため、駐車券の発行状況、一時駐車料金をはじめ現金の收受等について、各施設における実状、指定管理者の管理する諸帳簿と提出された報告書等との照合を行うなど、適正な事務処理の方策について検討されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

指定管理者が行っている駐車券の発行や駐車料金を始めとした現金收受等の処理が正確に行われているかを確認するためのマニュアルを7月末を目途に作成します。また、各施設において管理する諸帳簿と月ごとに提出されている報告書等を照合してまいります。

さらに、正確な駐車料金の徴収と適正な日常管理が行われていることを確認するため、全施設に対しての実地検査を年内に実施し、その後も各施設への実地検査を不定期に行うなど、適正な管理に努めてまいります。

9 監査執行対象機関名 教育委員会事務局学校教育課

監査執行日 平成25年 2 月18日

監査結果報告日 平成25年 7 月 4 日

監査の結果

県校長会等に対する負担金について

滋賀県小学、中学校校長会及び小・中学校教頭会（以下これらを「県校長会等」という。）においては、学校の経営管理、教育課題に関する調査研究等の諸事業を行うことを目的として組織されており、各人が負担する会費に加えて、市においても、県校長会等の活動が本市教育の充実発展に資するものとして、負担金を支出されてきた。

県校長会等の平成23年度の決算書をみると、歳入決算額18,094千円で、市町の負担額は39.8%を占めている。一方、歳出決算額は17,516千円で、調査研修等の事業費のほか、県校長会等で構成する協議会事務局会計へ事務局運営費として繰出された9,560千円（歳出決算額の54.6%）が含まれている。

については県校長会等への負担金の意義等、事業内容を精査されることにより、負担金の支出の効果がより発揮されるよう、県校長会等のあり方を含めて検討していただきたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘のあった事項について、滋賀県小学校長会長、中学校長会長、小中学校教頭会長あて、負担金の効果が発揮されるような予算編成及び予算執行を求めるとともに、県校長会等のあり方についても検討を求めました。今後も事業内容の把握に努め、改善状況を確認してまいります。

10 監査執行対象機関名 教育委員会事務局市民スポーツ課

監査執行日 平成25年2月18日

監査結果報告日 平成25年7月4日

監査の結果

学校開放事業の運営について

学校体育施設運営事業については、学区関係団体の関係者をもって構成される学校体育施設開放運営委員会を受託者として、スポーツの振興と指導に関する業務を委託することにより、当該委員会が中心となって運営されており、地域スポーツの場として活用されている。

施設の利用に伴う照明設備使用料については、実費相当額の照明料を徴収することとされているものの、納付の遅滞等が散見され徴収要領所定の状況にない。一因として仕様書に定める運営委員会の所掌業務と学校開放事務を担当する嘱託職員の職務の輻輳が考えられることから、それらの整合を図るとともに、所管課においても学校開放マニュアル、徴収要領等の適正な運用に努めていただきたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

学校施設の使用における照明利用料について、利用団体の使用実績報告に基づき、直ちに調定し、請求事務を行っているが、利用団体からの報告が遅れると徴収事務が遅延する場合があるため、報告提出の催促を行い適正な会計事務処理に努めます。

なお、嘱託職員の職務の輻輳については見直しを行い、学校体育施設開放運営委員会を通じて改善を図りました。また、学校開放マニュアル、徴収について要領等を遵守し、適正な運用に努めてまいります。

【随時監査(工事監査)】

1 監査執行対象機関名 総務部契約検査課

監査の期間 平成24年12月1日から平成25年3月31日まで

監査結果報告日 平成25年6月24日

監査の結果

災害復旧工事等の迅速かつ適正な施行について

昨年の夏期に発生した津南市南部豪雨災害への対応を教訓として、風雨災害などが発生した緊急時、より迅速かつ適正に復旧工事などに当たれるように、緊急工事手続フローや遵守事項の整備を行い、「緊急小額工事事務取扱要領(平成17年4月1日施行)」の見直しを図られたい。

小額工事(委託)の適正な発注について

本市における工事及び委託の発注件数のおよそ8割を占める小額工事(委託)の取扱いについて、より適正かつ効率的に処理を行えるように、「天津市小額工事(委託)の随意契約ガイドライン」などへの理解を深め、活用しやすくするための小額工事契約事務処理フローの作成や留意事項の整備などに引き続き取り組まれたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

従来から緊急事案については、「緊急小額工事事務取扱要領(平成17年4月1日施行)」に基づき事務を執行しているところですが、今後においても災害に伴う緊急事案の発生が想定されることから、緊急小額工事事務取扱要領を見直すとともに、事務処理フローの整備を行い、迅速かつ円滑に工事を遂行できるよう努めてまいります。

小額工事(委託)の発注に関しては、「天津市小額工事(委託)の随意契約ガイドライン」及び「工事等に係る入札・契約事務等について(通知)」に準拠して行うよう通知するとともに、入札・契約に関する職員研修会においても周知を図っているところですが、より適正かつ効率的に処理が行えるよう、事務処理フローの整備を行ってまいります。

2 監査執行対象機関名 総務部行政改革推進課公共施設マネジメント推進室

監査の期間 平成24年12月1日から平成25年3月31日まで

監査結果報告日 平成25年6月24日

監査の結果

公共施設の計画的かつ安定的な管理と執行体制の整備について

本市の工事及び委託の内容の大半を占める施設の改築更新や維持管理について、より計画的かつ安定的な執行が行えるように、道路、公園、市民・文化などの施設の現状や課題の調査・分析及び施設管理方針や管理計画の策定などをはじめ、公共施設の改築更新・管理執行体制の整備に鋭意努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

本市では、施設の老朽化などの問題に対応するため、平成24年6月に公共施設の現状等を取りまとめた「大津市公共施設白書」を公表し、本格的な公共施設のあり方検討を開始したところ。

平成25年度には、本市が公共施設でのサービスを提供していく上で持続可能な施設の総量や公共施設の優先度、将来の施設整備や維持等の考え方を定めた基本方針の策定を予定しており、今後は、執行体制を含めた公共施設マネジメント（市民・文化などの建築物）を行う仕組みづくりについても検討していく予定です。

なお、道路等のインフラ資産については、将来負担の把握等を行う必要があるため、各担当部局と情報を共有していきたいと考えています。

3 監査執行対象機関名 企業局契約監理課

監査の期間 平成24年12月1日から平成25年3月31日まで

監査結果報告日 平成25年5月29日

監査の結果

災害復旧工事等の迅速かつ適正な施行について

昨年の夏期に発生した大津市南部豪雨災害への対応を教訓として、風雨災害などが発生した緊急時、より迅速かつ適正に復旧工事などに当たれるように、緊急工事手続フローや遵守事項の整備を行い、「緊急小額工事事務取扱要領（平成17年4月1日施行）」の見直しを図られたい。

小額工事（委託）の適正な発注について

本市における工事及び委託の発注件数のおよそ8割を占める小額工事（委託）の取扱いについて、より適正かつ効率的に処理を行えるように、「大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドライン」などへの理解を深め、活用しやすくするための小額工事契約事務処理フローの作成や留意事項の整備などに引き続き取り組まれたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

企業局における緊急事案については、「緊急小額工事に係る事務処理手順について（H25.4）」に基づき事務処理を遂行しているところ。災害に伴う緊急事案の発生に関しては迅速な対応が求められることから、引き続き円滑に工事を遂行できるよう契約検査課とも調整を図りながら今後も更なる徹底に努めてまいります。

企業局における小額工事（委託）の発注に関しては、「大津市企業局小額工事（委託）の随意契約ガイドライン」及び「工事等に係る入札・契約事務等について（通知）」に準拠して行うよう通知するとともに、入札・契約等に関する職員への説明会においても周知を図っているところ。今後もより適正に処理が行えるよう、施工課に対しフォローアップを行ってまいります。

4 監査執行対象機関名 企業局経営経理課

監査の期間 平成24年12月1日から平成25年3月31日まで

監査結果報告日 平成25年5月29日

監査の結果

公共施設の計画的かつ安定的な管理と執行体制の整備について

本市の工事及び委託の内容の大半を占める施設の改築更新や維持管理について、より計画的かつ安定的な執行が行えるように、道路、公園、市民・文化などの施設の現状や課題の調査・分析及び施設管理方針や管理計画の策定などをはじめ、公共施設の改築更新・管理執行体制の整備に鋭意努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

生活様式の変化や節水意識の高まり、他エネルギーとの競合など今後の水道、下水道及びガスの各事業を取り巻く経営環境は、厳しさを増していくことが予想されており、今まで以上に、効率的な企業経営と迅速な意思決定を図る必要が生じてきております。このことに対応するため、企業局では、平成25年度から企業総務部、水道部、下水道部及びガス部を設置し、各事業長の下、それぞれ計画管理課を設置し、計画的に管理を行う体制を充実させました。

水道事業においては「大津市水道ビジョン」（平成20年度から平成27年度まで）及び「第 期中期経営計画」（平成24年度から平成27年度まで）、下水道事業においては「第 期中期経営計画」（平成25年度から平成28年度まで）、ガス事業においては「第 期中期経営計画」（平成25年度から平成28年度まで）を、それぞれストックマネジメント等の考えを取り入れた計画を策定し、計画的な施設の運営と安全で安定した水道、ガスの供給と水処理に努めていることに加え、毎年、長期的な収支見直しを行う

ことにより、財政状況を見極めながら設備の新設、改築更新計画の見直しを行っています。

【財政的援助団体監査】

1 監査執行対象 芸術文化団体活動補助金 市民部文化・青少年課

監査執行日 平成25年 2 月 1 日

監査結果報告日 平成25年 6 月24日

監査の結果

芸術文化団体活動補助金の適正化について

市内で活動する芸術文化団体は、その特色を活かした積極的な活動を展開され、本市の芸術文化活動の振興に大きく寄与されてきたところである。

芸術文化団体活動補助金については、対象経費、補助金額等算定の基準が未整備で、予算の範囲内において、市文化連盟を通して各団体へ交付されている。

これらのことから、「大津市補助制度適正化基本方針」の主旨にのっとり、補助金の交付目的の明確化や効果の把握など、公平性、透明性を高め、当該補助金の適正化を図られたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

御指摘を踏まえ、芸術文化団体活動補助金については「大津市補助制度適正化基本方針」に基づき、当該補助金の交付目的の明確化、効果の把握、公平性、透明性の向上を図るため、新たに交付基準の作成を進めており、この基準について関係各団体に説明の上、適切な交付に努めてまいります。

2 監査執行対象 大津市社会福祉協議会運営事業補助金 福祉子ども部福祉政策課

監査執行日 平成25年 2 月 1 日

監査結果報告日 平成25年 6 月24日

監査の結果

運営補助対象事業について

運営補助の対象は、人件費及び事業費となっている。

事業費については、大津市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が行う各学区社会福祉協議会に対する地域福祉活動等への補助金及び市社協が実施する追悼事業のほか、事務局の経費の一部に対して補助を行っている。

については、補助対象事業の精査等を行うことにより、適正な補助事業の執行を図られたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

大津市社会福祉協議会運営事業補助金については「大津市補助制度適正化基本方針」に基づき、対象となる経費、補助金の額、補助率等の基準を定め適正化を図ることとしており、今後、補助対象事業の内容についても十分に精査を行い、適正な補助事業の執行に努めます。

3 監査執行対象 大津市軽費老人ホーム事務費補助金 健康保険部健康長寿課

監査執行日 平成25年 2 月 1 日

監査結果報告日 平成25年 6 月24日

監査の結果

適正な事務事業の執行について

軽費老人ホーム利用者から徴収する利用料については、厚生労働省が定める「軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準」において、中核市にあっては市長が定めることになっているが、平成21年度の中核市移行に際し、定められることなく今日まで経過してきた。

このことから、関係法令にのっとり適正な事務事業の執行に努められるとともに、チェック体制の強化を図られたい。

補助金交付要綱の考え方について

軽費老人ホーム事務費補助金の交付額については、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱に基づき「事務費実支出額」又は「事務費基準額」から「事務費本人徴収額」を差し引いた額を補助対象額として交付されているが、事務費本人徴収額に対する捉え方等の違いから、一部において補助金交付額に過不足が生じていた。

このことから、同補助金交付要綱については、見直しを実施され、適正な事務の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

軽費老人ホーム利用者から徴収する利用料について、国の基準にのっとり大津市の基準として「大津市軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を策定しました。

今後は、法令の改正等に留意し、法令にのっとり適正な事務事業の執行に努めてまいります。

軽費老人ホーム事務費補助金において、月の途中に入退所があった場合の事務費本人徴収額を計算

する際、毎月 1 日現在を基準とするか日割り計算とするかによって、捉え方の相違から一部の軽費老人ホームにおける補助金に違いが生じていました。このことについては毎月 1 日基準に解釈を統一し、各軽費老人ホームに対し指導いたしました。また、補助金交付要綱の捉え方に違いが生じないように、平成 25 年度中に「軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱」の見直しを行う予定です。

4 監査執行対象 大津市中小企業退職金共済制度掛金補助金 産業観光部産業政策課

監査執行日 平成 24 年 11 月 9 日

監査結果報告日 平成 25 年 6 月 24 日

監査の結果

交付申請書の確認方法について

中小企業退職金共済制度掛金補助については、中小企業対策の一環として、従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては中小企業の振興と発展に寄与することを目的に、企業主が雇用する従業員を対象に納付した退職金共済掛金の一部を大津市中小企業退職金共済制度掛金補助金交付要綱の規定に基づき、企業主に対して補助金を交付している。

なお、補助金の交付決定に際しては、申請内容と納付状況の照合等を加味するなど、より一層適正な事務処理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成 24 年度については、中小企業退職金共済制度を実施する独立行政法人勤労者退職金共済機構及び特定退職金共済制度を実施する大津商工会議所に対し、企業主からの掛金の納付状況を照会して申請内容と照合するとともに、未納がないことを確認した上で、補助金の交付決定を行いました。

今後も引き続き、企業主の掛金に未納がないことを確認した上で、補助金の交付決定を行うなど、適正な事務処理に努めてまいります。

5 監査執行対象 大津市私立幼稚園等就園奨励費補助金 教育委員会事務局学校教育課

監査執行日 平成 25 年 2 月 18 日

監査結果報告日 平成 25 年 7 月 4 日

監査の結果

私立幼稚園等就園奨励費補助金について

この制度は、私立幼稚園等に就園する園児の保護者の経済的な負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差是正を目的として、保育料等が一部又は全部を減免された場合において、その設置者に対して、当該園児の属する世帯の所得区分ごとに定められた額を限度（その額が保育料等負担額を超えるときは、その額を上限とする。）として補助するものである。

については、在籍状況、保育料等の納付状況等の把握に努めるなど、適正な事務処理について検討されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘のあった各幼稚園の在籍状況、保育料等の納付状況について、平成 25 年度から各幼稚園に報告を求めます。